

高砂市文化振興審議会の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、高砂市文化振興審議会規則（平成23年高砂市規則第17号）第7条の規定に基づき、高砂市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員構成）

第2条 審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 文化に関する団体から推薦された者 3人
- (3) 公募による者 3人
- (4) その他市長が必要と認める者 3人

（会議の公開）

第3条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に定める不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合は、非公開とすることができる。

2 会議の公開に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（記録）

第4条 会議の概要は、会議の記録によって記載するものとする。

2 会議の記録及び審議資料は、公開する。ただし、非公開の会議の記録及び審議資料は、次に掲げる事項を除いて公開するものとする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が推定され得ると会長が認める発言部分
- (3) 高砂市情報公開条例第7条各号に該当すると認められる事項
- (4) その他公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

（代理）

第5条 第2条第2号及び第4号の委員が事故その他やむを得ない理由により審議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成23年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 月 日から施行する。